

資料 2

令和 7 年度第 2 回高槻市廃棄物減量等推進審議会

令和 7 年 8 月 2 6 日（火）

（素案）

# 高槻市一般廃棄物処理基本計画

〔修正部分抜粋〕

令和 8 年度（2026 年度）～ 令和 17 年度（2035 年度）

高 槻 市

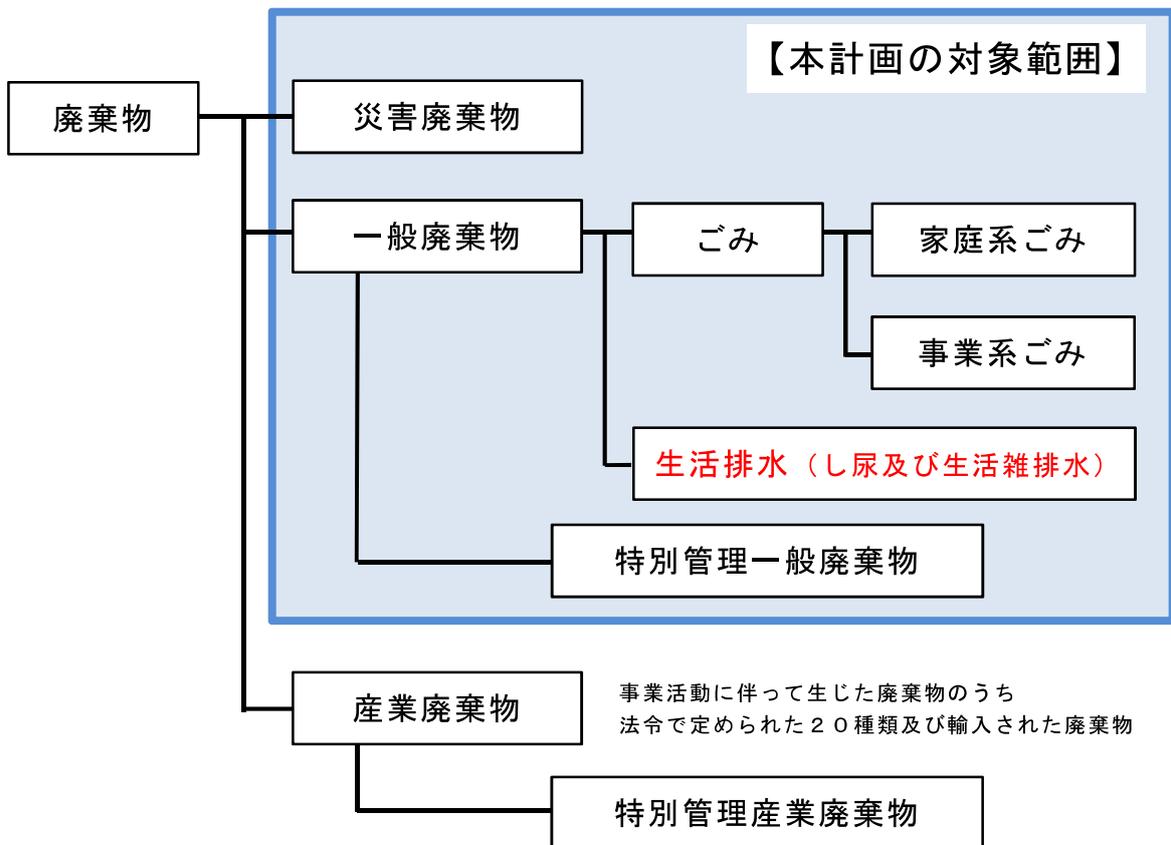


### 第3章 計画の対象

本計画において対象となる廃棄物は、生活排水を含む「一般廃棄物」です。

廃棄物は、大きく一般廃棄物と産業廃棄物の2つに区分されます。一般廃棄物とは、産業廃棄物以外の廃棄物のことをいいます。産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法令で定められている20種類の廃棄物のことをいいます。

図表 1-3-1



## 第7章 社会情勢

### 第1節 近年の社会情勢の変化

前回計画策定以降の一般廃棄物の処理に関連する主な社会情勢の変化を以下に示します。

#### ■持続可能な開発目標（SDGs）

平成27年9月の国連総会で「持続可能な開発目標」（SDGs）の令和12年までの指針が掲げられました。国においては、平成28年に「SDGs 実施指針」を策定し、令和5年12月に改訂した実施指針では、これまでの根幹的な考え方を引き継ぎつつ、持続可能な経済・社会システムの構築や地球規模の主要課題への取組強化などを重点事項として官民あがてのSDGsの17のゴール達成を目指すこととしています。また、2030年以降の目標として、「ポストSDGs」、「ビヨンドSDGs」等についても、様々な検討や議論が行われています。

#### ■脱炭素社会の実現

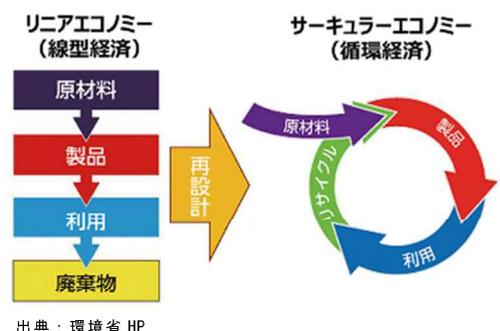
国では令和2年10月に「令和32年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」との表明がなされ、脱炭素社会実現に向けた国としての方向性が示されました。

廃棄物処理の領域でもその実現に資する取組が求められています。



#### ■サーキュラー・エコノミー（循環経済）への移行

これまで廃棄されていたものを、新たに製品等の原料として循環させるなどして天然資源の消費を抑制する経済システムです。単に環境に配慮した仕組みではなく、持続可能な経済成長や新たな産業と雇用の創出も見据えた産業モデルとして、今後の一層の推進が必要とされています。



#### ■海洋プラスチック問題

プラスチックごみは、河川等を通じて海に流出すると海洋プラスチックごみとなります。これが劣化・破碎されると生態系・海洋環境に大きな悪影響を与えるマイクロプラスチックに変化するため、国際的に大きな問題となっています。

#### ■その他

排出されたごみは資源化するものを除けば、焼却するなどして減容化・安定化して最終処分場に埋め立てているが、最終処分場の受け入れには限界があります。ごみ総排出量は年々減少しているものの、全国の最終処分場の総残余容量も減少傾向を示しています。今後も人口減少や循環経済への移行に伴いごみ排出量の減少が予想されるが、最終処分場をできる限り長く利用するため、最終処分量の減量が求められています。

## 第4節 前計画の総括

### (1) 前計画の概要

前計画では、次の5つの基本施策を柱として取組を実施しました。

- ◆ 2R行動の浸透と三者協働による取組体制の確立
- ◆ リサイクルシステムの推進
- ◆ ごみの適正処理の推進
- ◆ 循環型処理システムの計画的な整備
- ◆ 美しいまちづくりの推進

### (2) 目標値の達成状況

前計画では、令和7年度までの減量目標値を3項目設定しており、エネルギーセンターに搬入されるリサイクルごみを含めた市受け入れ量を95千t、リサイクル率を27%、焼却処理量を87千tにする目標でした。リサイクル率はデジタル化の進展に伴う新聞・雑誌等の発生量が減るなどして達成が困難な状況です。令和6年度での進捗状況を図2-1-17に示します。

図表2-1-17 目標値と実績

	計画策定時 (平成26年度)	現況 (令和6年度)	目標値
市受け入れ量	108千t	97千t	95千t
リサイクル率	19%	20%	27%
焼却処理量	103千t	90千t	87千t

注) 市による資源化量+集団回収量+多量排出事業者資源化量等を含む

リサイクル率の現況は令和5年度を示す

### (3) ごみ処理にかかる経費

ごみの処理には、多額の経費が必要です。令和5年度は、処理施設などの減価償却費を含まない原価計算によると約28億6千万円でした。1tのごみを処理する場合に必要な費用は約3万6千円で、市民一人当たりになると年間で約8千円となります。過去3年間の経費の推移を図2-1-18に示します。

#### ◆事業系ごみ

- ・厨芥類ごみの中に「食べ残し」や「売れ残り食品」が多く含まれ、多量の「事業系食品ロス」を引き起こす原因となっている。
- ・事業系ごみで排出される古紙類は、品質が一定で資源化可能なものが多いにも関わらず、可燃ごみへの混入量が多い状態である。
- ・拡大生産者責任や排出者責任における、処理困難物や危険物等の適正処理推進や、使い捨て製品から繰り返し使える製品への移行などについて、事業者への働きかけが不十分である。

#### (2) ごみの発生抑制を目指した社会への転換と多様なリサイクルシステムの構築

環境負荷の小さな循環型社会に転換していくためには、ごみの発生抑制につながるライフスタイルやビジネススタイルを浸透・定着させる必要があります。こうした状況への対応は、市民・事業者・行政が連携することで大きな効果が期待できることから、行政による施策実施だけではなく、市民・事業者の協力や理解を得ることが不可欠です。

また、リサイクルシステムについても、近年の社会の動向等やこれまでの取組も活用しつつ、市民・事業者にとっての経済性や取り組み易さなどを勘案しながら、多様なリサイクルシステムの構築を模索する必要があります。

#### (主な課題)

#### ◆家庭系ごみ

- ・ごみの排出抑制に関する意識改革、不用・不急の商品購入の抑制や製品の再使用促進などの行動変容を促す啓蒙・普及が不十分である。
- ・ごみの発生抑制や負担の公平性、再生利用等を促進する仕組みの1つとして、近年、家庭系粗大ごみの有料化を行っている自治体もある。
- ・プラスチック類の分別収集及び再商品化のための基盤整備等が近隣で進んでいないことや、近年、資源化の動きが活発化している廃食油等に関する市民・事業者・行政が連携した新たなリサイクルの仕組みが不十分である。

#### ◆事業系ごみ

- ・ごみの発生抑制や再生利用を推進するため、事業者への経済的インセンティブ付与など動機づけも必要な中、現行の手数料80円/10kg(処分のみ)は、平成4年度の処理原価160円/10kgを基に事業者の負担率50%として算定しており、令和5年度の処理原価250円/10kgを基に事業者の負担率50%として算定した125円/10kgとは乖離がある。

## 第3章 循環型社会構築に向けた減量目標値

### 第1節 人口推計

本計画で用いる人口の推計値のうち、令和6年度については実績値とし、令和7年度以降の各年度については「第6次高槻市総合計画」に示された令和12年度（2030年度）及び令和17年度（2035年度）の推計値を基にこれらを結ぶ直線上の値とします。

図表2-3-1

項目	令和6年度 (基準年度)	令和12年度 (中間年度)	令和17年度 (目標年度)
人口推計値	346千人	329千人	316千人

### 第2節 ごみ発生量の将来予測

市民・事業者・行政の取組に大きな変化がないものと仮定し、人口1人1日当たりの発生量が令和6年度の一人当たり量のままで推移するものとして、人口の減少による将来のごみ量を予測した結果を図表2-3-2に示しています。ごみ発生量は家庭系ごみや許可業者による事業系ごみの収集量に加え、集団回収量、事業所での資源化量など含めた量をいいます。

なお、事業系ごみについても、その6割強は小売業、飲食店、サービス業、病院等の市民生活と密接に関わって排出されるごみであることから、人口1人1日当たりの発生量と将来人口から予測しています。

令和6年度の実績値を基に計算した人口1人1日当たりのごみ発生量に人口推計値をかけた結果では、令和6年度のごみ発生量103千t（実績値）が、最終目標年度の令和17年度には95千tと推計されます。

しかし、人口が減少することで、ごみの減量が期待されますが、高齢化により単身世帯や夫婦のみの世帯が増加することにより世帯数の増加傾向は続くものと予測されています。環境省の環境白書においても、「構成員の少ない世帯が増加することで、家庭系ごみは世帯人数に影響を受けず世帯として消費するものが多く、世帯人数の多い世帯では共用で購入していたものを単身世帯においても消費することとなる」とされ、結果として世帯人数が少なくなるほど、1人当たりのごみの排出量が増加傾向にあると記載されています。

その一例として、令和2年度の東京都の区民調査によると一人世帯は二人以上世帯に比べて一人当たり1.5倍のごみを排出したという結果もあります。加えて、高齢化の進行により、大人用紙おむつ等の排出量増加も懸念されています。

事業系ごみ量は、景気の動向に左右されやすい性質があり、近年横ばい傾向が続いています。

それらのことから、本市のごみ発生量の将来見通しは、新たなごみ減量施策を実施しなかった場合、令和17年度にかけてほぼ横ばいになるものと見込まれます。

## (2) 減量目標

令和6年度を基準年度として、最終目標年度（令和17年度）におけるごみ受入量、ごみ焼却処理量の2つの項目を数値目標として設定します。

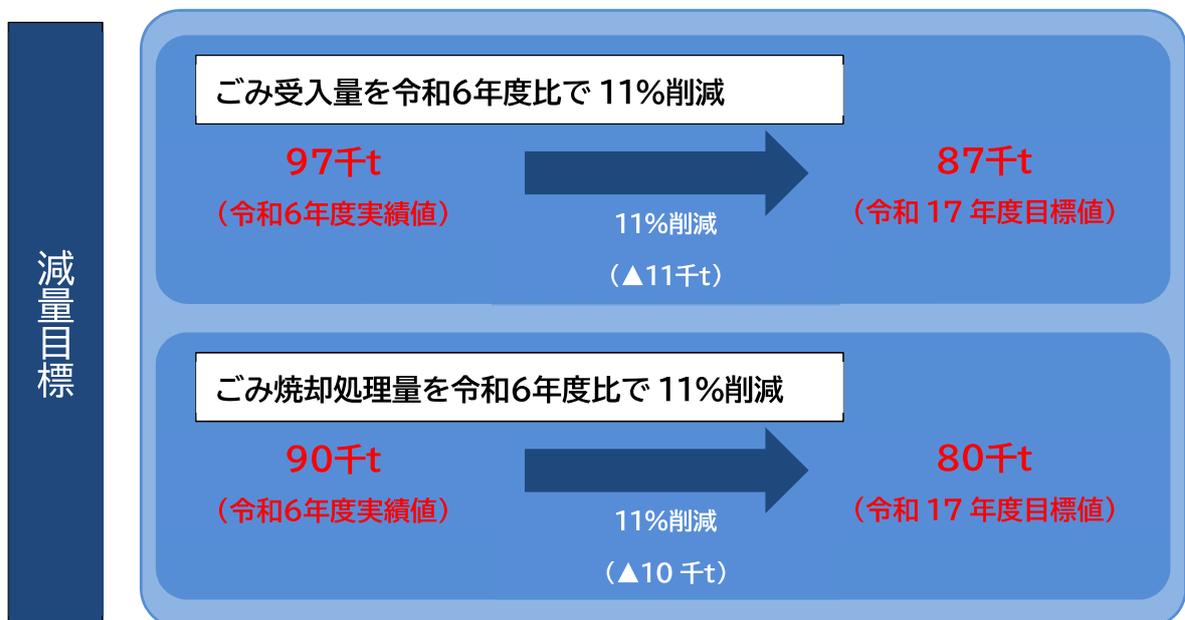
数値目標の設定にあたっては、高槻市の現状を考慮しつつ、国の「循環型社会形成推進基本計画」及び大阪府の「大阪府循環型社会推進計画」の削減目標等を踏まえ、以下のとおり最終目標年度（令和17年度）における目標値を定めました。

### ◆ごみ受入量

家庭・地域、事業所における民間レベルの資源化の取組の活性化を促し、ごみ受入量を基準年度（令和6年度）の約97千tから11%削減し、最終目標年度（令和17年度）に約87千tとします。

### ◆ごみ焼却処理量

焼却施設が安定してごみ処理を行える量を超えないように維持し、2R（発生抑制・再使用）行動を浸透し、資源化を推進することにより、焼却処理量を基準年度（令和6年度）の約90千tから11%削減し、最終目標年度（令和17年度）に約80千tとします。



### (3) 参考指標

#### ◆資源化量

本市における資源化物の表記として、平成27年12月策定の「高槻市一般廃棄物処理基本計画」までは減量目標値としてリサイクル率を使用していましたが、2R優先の取組とは相反する指標となります。また、個別にリサイクル率を把握し施策展開することは効果的と思われませんが、組成調査が必要になるなど実施が困難です。しかしながら、リサイクルは天然資源の投入量を抑制するうえで重要な位置づけであることからリサイクル率の代替指標として資源化量を使用します。

なお、ライフスタイルの変化や発生抑制が進む現状において本市の資源化物回収量の実績値は減少傾向を示しています。資源化物回収量が減少している原因として、容器がビンからペットボトルに置き換わってきたことや、そのペットボトルが軽量化されたこと、さらに、電子書籍等の利用増加、新聞・雑誌の購読者の減少により古紙の回収量が減少したこと等が考えられ、資源化物回収量については、今後もさらに減少するものと考えられます。ただし、ごみ組成調査の結果からリサイクルされていない資源物はまだ存在しています。そのため、分別の徹底によるごみの減量・再資源化が引き続き必要ではあるものの、再資源化可能なものの消費量全体が減少傾向にあることから、本計画では減量目標値ではなく参考指標として取り扱うこととします。

### (4) 目標値のまとめ

図表2-3-3 減量目標値

目標項目		令和6年度 (基準年度)	令和12年度 (中間年度)	令和17年度 (目標年度)
減量目標	ごみ受入量	97千t	92千t	87千t
	ごみの焼却処理量	90千t	85千t	80千t
参考指標	資源化量	6.6千t	4.6千t以上	4.3千t以上

## 第2節 基本施策

### (1) 基本施策1 発生抑制・再利用（2R）の優先

限られた資源を大切にすると3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進の中で、これまでに北摂7市3町及びスーパー等事業者と協定を締結し、国に先駆けてレジ袋を有料化するなどして、リデュースとリユースの定着を促してきました。また、令和5年度からは協定における取組の範囲を広げ、ワンウェイプラスチックや容器包装の削減、食品由来廃棄物の削減等を進めています。これらの取組に加え、市民・事業者に対する情報提供や教育機会を創出するなどして、環境負荷のより少ない2R（リデュース、リユース）優先の考え方の更なる浸透を図り、市民・事業者の行動変容を促進します。

加えて、拡大生産者責任や排出者責任への理解と意識の浸透を図ります。

#### ① 各主体の主な役割・取組

<b>【 市民の役割 】</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・使い捨て商品を購入しないなど、ごみ減量につながるライフスタイルへの転換</li><li>・フリマアプリの活用等、あらゆる機会を通しての不用品リユースの実施</li><li>・食材の無駄が出ない調理法の実施</li><li>・ごみの減量に関する積極的な情報の収集</li></ul>
<b>【 事業者の役割 】</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・簡易包装の促進や使い捨て商品の削減を意識した開発・販売等</li><li>・リターナブル容器や流通時における通い箱等の活用</li><li>・拡大生産者責任、排出者責任への理解と意識の浸透</li><li>・発生抑制や再利用を考慮した製品設計等</li><li>・資源化可能物の店頭での回収促進</li><li>・商品を長期的に使用するための修理体制の整備及びその情報提供</li></ul>
<b>【 行政の役割と取組 】</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・多様な手段・広報媒体による啓発活動・情報提供の充実</li><li>・環境学習・教育の充実</li><li>・拡大生産者責任、排出者責任の浸透の促進</li><li>・ごみの減量のための事業者や廃棄物管理責任者等に対する助言</li><li>・事業者等との連携による市民が取り組みやすい環境の整備</li><li>・マイボトル、マイバック、マイ箸などの普及啓発</li><li>・粗大ごみ有料化の検討</li><li>・自治会や廃棄物減量等推進員等との連携強化に向けた研究</li></ul>

## (2) 基本施策2 適正な分別と排出の促進

これまでも、ごみ問題への気づきの契機となるよう、広報誌や職員出前講座などで適切な分別・排出について啓発し、ごみ集積場所のパトロール、収集員による不適正排出への警告を継続してきました。今後も市民及び事業者に適正な排出を促し、分別意識の向上を図ることで、循環型社会の進展に向けた取組を継続します。さらに、ごみ排出量に応じた負担の公平性の確保や経済的インセンティブを活用した排出抑制や再生利用の促進等を図る手法についても検討を進めます。

### ① 各主体の主な役割・取組

<b>【 市民の役割 】</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・分別意識の向上と排出ルールの徹底</li><li>・ごみアプリ等を利用した適正排出の促進</li><li>・正しい分別と排出を通じた、ごみ集積場所の適正管理への協力</li><li>・再生資源集団回収、拠点回収の利用</li><li>・講演会等への参加による、ごみに関する知識やコスト意識の醸成</li></ul>
<b>【 事業者の役割 】</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・事業系ごみの適正排出の徹底</li><li>・分別ルールの徹底によるごみ減量化への協力</li><li>・生産、販売した製品の適正処理促進に関する消費者への情報提供</li><li>・家庭から排出される資源化物等の店頭回収の実施による協力</li></ul>
<b>【 行政の役割と取組 】</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・市指定ごみ袋の導入</li><li>・啓発等による分別意識の向上</li><li>・事業者への適正処理促進に関する呼びかけ</li><li>・事業系ごみの不適正排出の防止</li><li>・ごみ処理手数料の適正化の検討</li><li>・公共施設における率先行動の促進</li></ul>

項 目	取組の内容
事業系廃棄物のリサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ごみ搬入時の展開検査による監視等を継続することでリサイクルを推進する。</li> <li>○多量排出事業者への立入検査においてリサイクル推進のための助言・指導を行う。</li> <li>○廃棄物管理責任者研修会を開催し、リサイクル推進のための助言・指導を行う。</li> <li>○商工会議所や事業者と連携し、廃棄物管理責任者や従業員等に対するリサイクル意識の向上を図る。</li> <li>○中小規模事業者の資源物を回収できる仕組みを研究する。</li> </ul>
市内大学との連携と学生への啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大学連携等の枠組みを通じて、学内におけるリサイクルの推進を働きかける。</li> <li>○入学・卒業に伴う引っ越しシーズン等に、リサイクルや適正排出を促進するための連携を強化する。</li> <li>○学園祭の際にプラスチックごみ等の削減に取り組むよう実行委員会等に働きかける。</li> </ul>
公共施設におけるリサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公園・街路樹等の剪定枝等の資源化促進を継続する。</li> <li>○紙の使用量削減だけでなく、庁内古紙の回収や機密文書のリサイクルを継続する。</li> </ul>

#### 第4節 本市の食品ロスの状況

高槻市は、34万人強の人口を擁し、年間5万tを超える家庭系ごみが排出されています。事業所についても、飲食サービス業や食料品製造業が多数立地し、活発な事業活動が行われていることから、家庭系・事業系双方で、一定量の食品ロスが発生していることが考えられます。

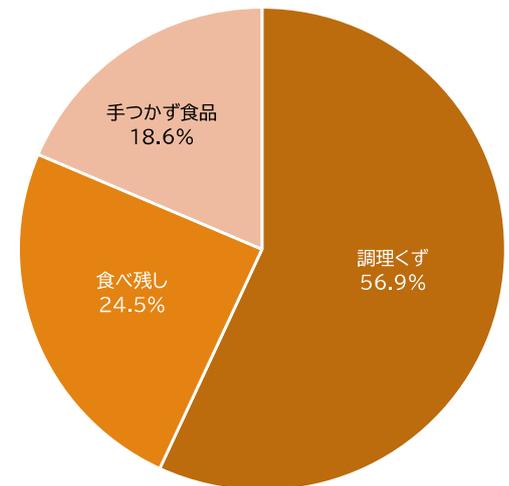
##### (1) 家庭系ごみにおける食品ロスの状況

ごみ組成調査(令和6年6～8月)の結果、「家庭系厨芥類」の量は、家庭系可燃ごみ量全体の35.5%であったことから、年間の家庭系可燃ごみ量から換算すると、17,738tになると推計されます。

家庭系厨芥類の内訳をみると、「食べ残し」は24.5%で、その推計年間重量については、4,346t、「手つかず食品」は18.6%で、その推計年間重量は3,299tとなります。

令和6年度の「食べ残し」と「手つかず食品」をあわせた「家庭系食品ロス」の量を推計すると、結果7,645tになりました。

#### 家庭系厨芥類



\* 「調理くず」は食品ロスの対象外

49,965t	×	35.5%	=17,738t
(令和6年度家庭系可燃ごみ量)		(厨芥類ごみ割合)	
17,738t	×	24.5%	=4,346t
(令和6年度家庭系厨芥類ごみ量)		(食べ残し割合)	
17,738t	×	18.6%	=3,299t
(令和6年度家庭系厨芥類ごみ量)		(手つかず食品割合)	

令和6年度の家庭系食品ロス量(推計) = **7,645t**  
(家庭系可燃ごみ量の15.3%)

#### 家庭系食品ロスの状況



写真:  
本市「ごみ組成調査」のサンプル調査  
地区で排出された家庭系食品ロス

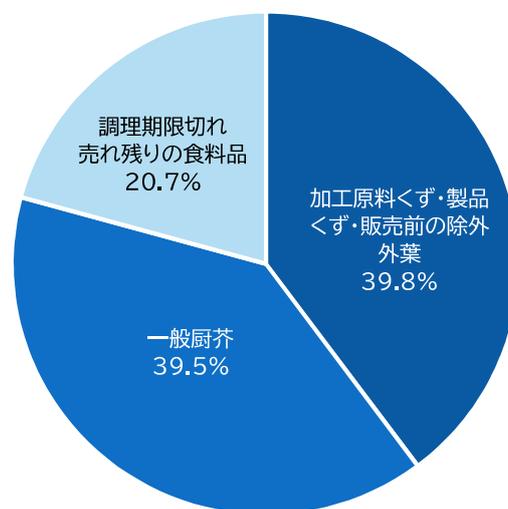
## (2) 事業系一般廃棄物における食品ロスの状況

ごみ組成調査の結果によると、高槻市の事業所が排出する事業系一般廃棄物における「事業系厨芥類」の量は、全体の29.9%であったことから、年間の排出量から換算すると、9,689tになると推計されます。

事業系厨芥類の内訳をみると、飲食店での食べ残し等を含む「一般厨芥」は39.5%で、その推計年間重量については3,827t、「調理期限切れ・売れ残りの食品」は20.7%で、その推計年間重量については、2,006tとなります。

令和6年度の「一般厨芥」と「調理期限切れ・売れ残り食品」をあわせた「事業系一般廃棄物における食品ロス量」を推計すると結果5,833tになりました。

## 事業系厨芥類



\*「調理くず（加工原料くず等）」は食品ロスの対象外

32,405t	×	29.9%	=	9,689t
(令和6年度事業系一般廃棄物量)		(厨芥類ごみ割合)		
9,689t	×	39.5%	=	3,827t
(令和6年度事業系厨芥類ごみ量)		(一般厨芥割合)		
9,689t	×	20.7%	=	2,006t
(令和6年度事業系厨芥類ごみ量)		(期限切れ・売れ残り食品割合)		

令和6年度の事業系食品ロス量(推計) = **5,833t**  
(事業系可燃ごみ量の18.0%)

## 事業系食品ロスの状況



写真：  
本市「ごみ組成調査」のサンプル事業所（スーパーマーケット）で排出された事業系食品ロス

## 【目標1】 食品ロスの削減

- ⇒ **家庭系** 2030年度までに2000年度比で半減  
2035年度までの5年間で、さらに5%削減
- ⇒ **事業系** 2030年度までの6年間で現況値から6%削減  
2035年度までの5年間で、さらに5%削減

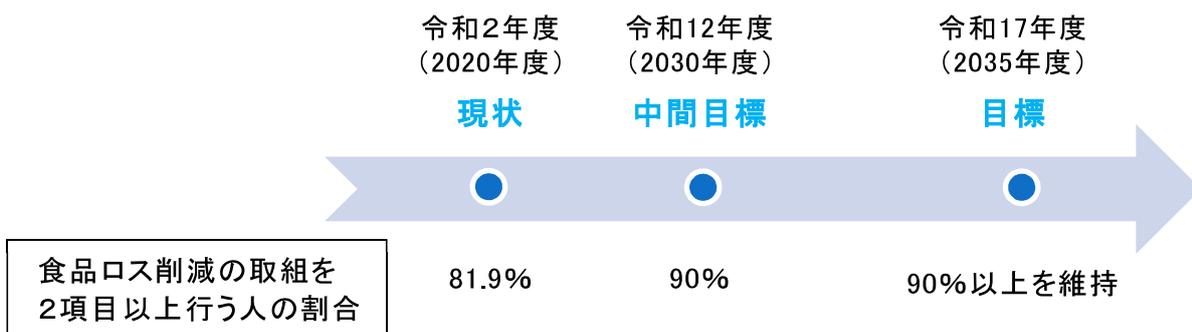
		【基準値】*1	【現況値】	【中間目標値】*2	【目標値】
		平成12年度 (2000年度)	《令和6年度》 (2024年度)	令和12年度 (2030年度)	令和17年度 (2035年度)
家庭系 食品ロス量	t/年	11,900	7,700	6,000	5,700
事業系 食品ロス量	t/年	14,700	5,900	5,600	5,400
1人1日当たり 家庭系 食品ロス量	g/人日	91	61	49	48
1人1日当たり 事業系 食品ロス量	g/人日	112	47	46	45

\*1 平成12年度（2000年度）の食品ロス量（家庭系・事業系）は、「大阪府食品ロス削減計画」に記載の食品ロス量をもとに算出した。

\*2 令和12年度（2030年度）の中間目標値は、家庭系については平成12年度比で半減とし、事業系については国の令和4年度から令和12年度までの削減率を算出し、同等となるよう削減目標を設定した。

## 【目標2】食品ロス削減の取組を2項目以上行う人の割合

⇒2030年度までに90%以上に引き上げ、その後も同水準を維持



## (2) 生活排水の処理形態別動向と現状

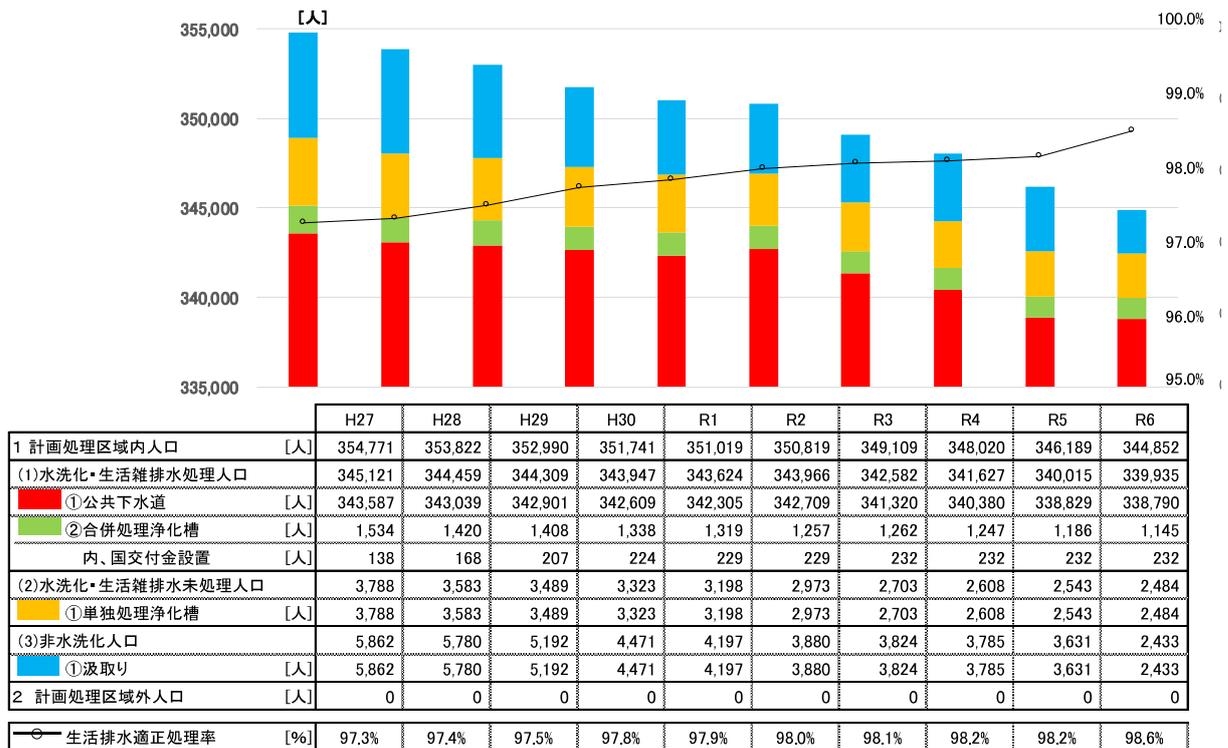
本市では、昭和60年度に「公共下水道整備緊急3か年計画」を策定し集中的な投資を行い、生活環境の改善、公共用水域の水質保全に努めてきました。平成24年度からは、下水道計画区域外の北部山間地域において、個人住宅に公設の合併処理浄化槽（市町村設置型）を設置する事業を行いました。

これにより下水道と合併処理浄化槽を合わせた**水洗化・生活雑排水処理人口**は、令和6年度末で約340千人、**生活排水適正処理率**は98.6%となり、本市の污水整備は概成を迎えています。

生活排水の処理形態別人口（市全体）の推移は、図表4-1-2のとおりです。

本市における生活排水処理は、**市街化区域の全域と市街化調整区域の一部を含む公共下水道計画区域と、山間部において家屋が点在して集落をなす檜田地域及び川久保地域における市町村設置型の公設合併処理浄化槽区域**となっています。

図表4-1-2 生活排水の処理形態別人口（市全体）の推移



## (3) し尿及び浄化槽汚泥の収集量

本市のし尿及び浄化槽汚泥の収集量の推移を図表4-1-3に示します。

下水道整備に伴う汲取りや浄化槽処理世帯の減少により、し尿・浄化槽汚泥の収集量は年々減少しています。

し尿収集量は、平成27年度が7,126kL（27.8kL/日）でしたが、令和6年度には4,629kL（18.1kL/日）と約35%減少しています。

浄化槽汚泥収集量は、平成27年度が5,101kL（19.9kL/日）でしたが、令和6年度には4,103kL（16.0kL/日）と約20%減少しています。

## 第2節 計画策定に係る基本的課題

「生活排水処理基本計画」を策定するに当たっての基本的課題を以下に整理しました。

### ○公共下水道への接続

公共下水道共用区域に土地を所有する者等は、「下水道法」において供用開始後3年以内に排水設備を設置する義務があるため、未接続家屋に対して下水道への早期接続を促す必要がありますが、経済的な理由等で実施に至らないケースがあります。

### ○浄化槽の適正な維持管理の徹底

浄化槽が正しく機能を果たし、その放流水が適正な水質を維持するため、浄化槽の管理者に対して、「浄化槽法」に基づく保守点検や清掃、法定検査が適正に行われるように啓発及び指導を行う必要があります。

### ○山間部における合併処理浄化槽の維持管理

山間部に家屋が点在するという地域の実情に合わせて、公設浄化槽事業により整備した合併処理浄化槽を適正に維持管理するため、引き続き市が保守点検や清掃を実施していく必要があります。

### ○公共下水道整備の推進に伴うし尿処理のあり方について

下水道普及率はほぼ100%に近づき、今後、浄化槽処理人口及び汲取り人口の減少が見込まれますが、仮設トイレや公設浄化槽などから発生する、極少量のし尿及び浄化槽汚泥は引き続き処理を行う必要があります。現在のし尿処理施設は、築40年を経過し老朽化しており、将来に渡り安定的・効率的にし尿及び浄化槽汚泥処理を継続するため、新たな施設整備について検討する必要があります。

## 第2章 基本計画

### 第1節 生活排水処理の目標

本市においては、下水道と合併処理浄化槽を合わせた水洗化人口は令和6年度末で約340千人、生活排水適正処理率は98.6%と、汚水整備は概成を迎えていることから、今後は、公共下水道へのさらなる接続により、生活排水適正処理率の向上に努めます。

恒久的な稼働が求められる下水道施設については、「高槻市下水道ストックマネジメント計画」に基づき、改渠事業の平準化を図りつつ、ライフサイクルコストの縮減を考慮した維持管理に努めます。また、公設の合併処理浄化槽（市町村設置型）についても、引き続き適正な維持管理を継続します。

### 第2節 し尿・浄化槽汚泥搬入量の予測

し尿・浄化槽汚泥については、処理方法を希釈放流方式に変更した平成16年度から令和6年度における21年間の搬入量の実績値の推移から、令和17年度のし尿・浄化槽汚泥搬入量を予測しました。

将来のし尿・浄化槽汚泥の推定搬入量を図表4-2-1に示します。令和17年度には、し尿が2,261kL（8.8kL/日）、浄化槽汚泥が3,553kL（13.9kL/日）になり、合わせて5,814kL（22.7kL/日）になる見込みとなっており、それぞれ、令和6年度比で、し尿が49%、浄化槽汚泥が87%、合計が67%の見込みです。

図表4-2-1 し尿・浄化槽汚泥推定搬入量の予測

